

ID: 1005

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	新潟県風致地区条例 第7条		
例規番号	昭和45年 新潟県条例第25号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第7条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、みずからその工事をしている者若しくはした者 (3) 第2条第1項の許可に附した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者</p> <p>【基準】</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日